

指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・訪問介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・福祉用具貸与・販売
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

目次

1 指導と監査について

2 令和6年度運営指導において指摘が多かった項目について

3 運営上の留意事項について

1 指導と監査について

指導（運営指導・集団指導）

【介護保険法第23条など】※定期的に実施

- **介護サービスの実施状況指導**（主に利用者に対するサービスの質を確認、ケアマネジメント・プロセスに基づくサービスの適正性の確認、高齢者虐待及び不適切な身体的拘束の防止等）
- **最低基準等運営体制指導**（基準省令及び基準条例に規定する運営体制の確認・指導）
- **報酬請求の指導**
- **制度管理の適正化指導 等**

※ 運営指導において著しい問題を把握した場合、監査に切り替えることもありうる。

監査

【介護保険法第83条など】※必要に応じ実施

著しい基準違反・不正請求・不正の手段による指定・人格尊重義務違反がある（又はその疑いがある）場合等

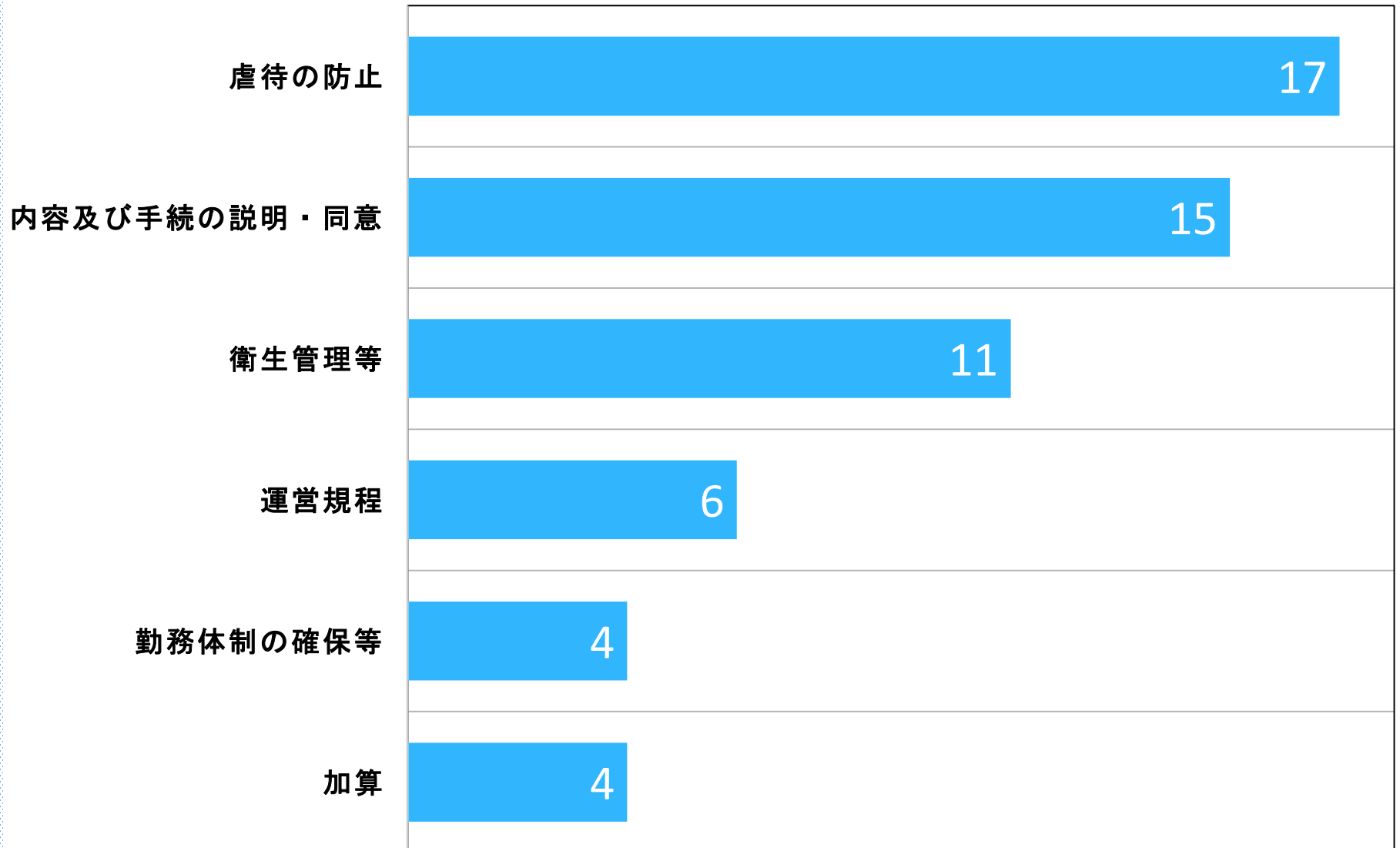
改善勧告

改善命令

指定の取消等

2 令和6年度運営指導において指摘の多かった項目について

訪問系事業所に対する主な指摘事項別件数



虐待の防止

1 虐待の発生・再発防止のための指針について、国の通知で示された項目を満たしていない

特に、成年後見制度の利用支援に関する事項、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項が不足している場合が多くみられました。再度確認をお願いします。

2 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会について、議事録が作成されていない。または、従業者に周知した記録が残っていない

委員会については、定期的を開催するとともに、その結果について、従業員等に周知徹底を図ってください。また、そのことを記録に残してください。

内容及び手続の説明及び同意

1 重要事項説明書において、利用申込者がサービスを選択するために必要な項目の記載が不十分

重要事項説明書には、「運営規程の概要」、「苦情処理の体制に関する事項」、職員の勤務体制」、「事故発生時の対応」、「第三者評価の実施状況」等も併せて記載してください。

2 保管されている重要事項説明書等について、別紙により説明されているにもかかわらず、別紙が編綴されていない

重要事項説明書等を保管するときには、説明時に使用した別紙も編綴して保管してください。

衛生管理等

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、議事録が作成されていない。または、従業者に周知した記録が残っていない。

委員会は、おおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業員等に周知徹底を図ってください。また、そのことを記録に残してください。

- 2 従業者への研修、訓練が実施されていない。または、その記録が残されていない

研修(年1回以上)、訓練(年1回以上)を実施し、その実施内容を記録に残してください。

運営規程

1 重要事項説明書の内容と整合していない

重要事項説明書と整合するように見直しを行ってください。

2 運営規程の内容(従業員の員数や営業時間など)が実態と異なっている

運営規程の内容が実態と異なることがないよう、見直しを行ってください。従業員の「員数」については、基準を満たす範囲において「〇人以上」と記載しても差し支えありません。

その他

1 ハラスメントに係る事業所の方針等の文書において、内容が不十分

セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含めるようにしてください。

2 領収書に医療費控除対象額の記載欄がなく、該当する場合に適切に記録していない

医療費控除対象額の対象サービスを行った場合に備えて、記載ができるよう対応してください。

サービス提供に当たり事業所における **自己点検**が重要となります。 適正な介護報酬の算定に活用してください。

自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME>メニュー>
しごと・産業>高齢者・障害者の福祉>
事業所・施設>指導監査資料様式ダウ
ンロード>介護サービス事業者等に対す
る運営指導の事前提出資料様式

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/6243.html>

サービス名をクリックすると自己点
検票がダウンロード出来ます。

介護サービス事業者等に対する運営指導の事前提出 資料様式（令和6年度）

ここに掲載した自己点検票は、介護保険法等の規定に基づき運営指導を行う際に、事前提出資料として提出をお願いしています。実施日時や当日準備資料などについては、実施日のおおむね1か月前に通知を郵送しお知らせします。

令和6年度に運営指導が実施されない事業所については、指定基準などの適合状況の確認のため自己点検票として御活用ください。

居宅サービス（介護予防・総合事業を含む）

1.  [訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス（Excelファイル／908KB）](#)
2.  [訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護（Excelファイル／871KB）](#)
3.  [訪問看護・介護予防訪問看護（Excelファイル／115KB）](#)
4.  [訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（Excelファイル／90KB）](#)
5.  [居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（Excelファイル／81KB）](#)
6.  [通所介護・介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス（Excelファイル／1.21MB）](#)
7.  [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（Excelファイル／707KB）](#)
8. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
 -  [（従来型）短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（Excelファイル／918KB）](#)
 -  [（ユニット型）短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（Excelファイル／917KB）](#)
9. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
 -  [（従来型）短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（基準編）](#)

【参考】令和6年度 事業種別実施状況

		対象事業所数	実施事業所		うち指摘あり			
				実施率		指摘率	うち報酬返還あり	指摘のうち返還 がある割合
訪問系	訪問介護	151	10	7%	9	90%	0	0%
	夜間対応型訪問介護	2	0	-	-	-	-	-
	訪問入浴介護	3	0	-	-	-	-	-
	訪問看護	72	5	7%	5	100%	0	0%
	訪問リハビリテーション	9	0	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与・販売	45	1	2%	0	0%	0	0%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10	3	30%	3	100%	0	0%
	小計	292	19	7%	17	89%	0	0%
居宅支援系	居宅介護支援	162	9	6%	7	78%	1	14%
	介護予防支援	20	0	-	-	-	-	-
	小計	182	9	5%	7	78%	1	14%
通所系	通所介護	88	16	18%	14	88%	0	0%
	認知症対応型通所介護	19	2	11%	2	100%	0	0%
	通所リハビリテーション	15	0	-	-	-	-	-
	地域密着型通所介護	99	8	8%	8	100%	1	13%
	小規模多機能型居宅介護	36	5	14%	5	100%	0	0%
	看護小規模多機能型居宅介護	7	0	-	-	-	-	-
	ミニデイサービス	7	1	14%	1	100%	0	0%
	小計	271	32	12%	30	94%	1	3%
入所・入居系	介護老人福祉施設	32	12	38%	12	100%	0	0%
	介護老人保健施設	15	0	-	-	-	-	-
	介護医療院	3	0	-	-	-	-	-
	短期入所生活介護	73	22	30%	22	100%	1	5%
	短期入所療養介護	17	0	-	-	-	-	-
	特定施設入居者生活介護	16	3	19%	2	67%	0	0%
	認知症対応型共同生活介護	74	8	11%	5	63%	1	20%
	地域密着型介護老人福祉施設	20	3	15%	3	100%	1	33%
	小計	250	48	19%	44	92%	3	7%
合計		995	108	11%	98	91%	5	5%

※実施事業所数は、令和7年1月までに運営指導を実施した事業所。

※「うち指摘あり」は上記のうち結果が確定している事業所数。

3 運営上の留意事項について

令和7年4月1日から適用開始となる事項

(1) 業務継続計画未策定減算

以下の基準を満たしていない場合、**減算**の対象となります。

- ・ **感染症**に係る業務継続計画を策定し、必要回数、研修及び訓練を実施すること
- ・ **災害**に係る業務継続計画を策定し、必要回数、研修及び訓練を実施すること

※令和7年3月31日で経過措置が終了します。

(2) 重要事項のウェブサイトへの掲載

ウェブサイトとは以下のことをいいます。

- ・ 事業所のホームページ等
- ・ 介護サービス情報公表システム

令和6年4月1日から義務付けとなっている事項

(1) 業務継続計画の策定等

令和7年度からは業務継続計画未策定**減算**が適用されますので、再度ご確認ください。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

(3) 虐待の防止

- 運営規程に、「虐待の防止のための措置に関する事項」が記載されているか確認してください。
- 令和6年度から高齢者虐待防止措置未実施**減算**が適用されています。再度ご確認ください。（特定福祉用具販売は除く。福祉用具貸与は令和9年4月1日から適用）
以下の措置を講じていない場合に減算となります。
 - ・ 高齢者虐待防止のための対策を検討する**委員会**を定期的に行うこと
 - ・ 高齢者虐待防止のための**指針**を整備すること
 - ・ 高齢者虐待防止のための**研修**を年1回以上実施すること
 - ・ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための**担当者**を置くこと

運営基準において実施等が必要な 各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

	委員会	計画・指針	研修	訓練
業務継続計画(感染症)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
業務継続計画(災害)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
感染症の予防及びまん延 の防止のための措置	おおむね 6月に1回以上	指針	年1回以上 新規採用時	年1回以上
虐待の防止	定期的	指針	年1回以上 新規採用時	—
認知症介護に係る基礎的 な研修(無資格者のみ) ※訪問入浴介護のみ	—	—	採用後 1年以内	—

これらの取組みが令和6年度から義務付けとなっています。

上記以外に、事故発生防止の研修も年1回以上の実施をお願いいたします。